

野外焼却（野焼き）は禁止されています

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の改正により平成13年から廃棄物の焼却が禁止されています。

野外における廃棄物の焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生する紙類であっても焼却が禁止されています。

ただし、次の方法による場合は、対象から除かれています。

例外行為

- 1 国が定める構造の焼却炉を使用し、廃棄物を焼却する場合
例：800℃以上で焼却し、外気と遮断してごみが投入できる構造
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により廃棄物を焼却する場合
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却
 - (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（ビニールプラスチックは禁止）
 - ・耕作地の刈草、果樹の剪定枝、稲わら等の焼却
 - (5) たき火、バーベキュー、薪ストーブや風呂焚きなど生活を営む上で通常行われる薪や木くずの焼却（ごみをストーブ等で焼却することは禁止）

例外行為により焼却する場合であっても、煙や異臭で周辺地域の生活環境に過大な影響を与えないことが前提ですので、十分な配慮を心がけてください。

※近隣へ迷惑がかかるなど周辺的生活環境への影響がみとめられるときは、中止していただく場合があります。

家庭用（ブロック積み）簡易焼却炉を無償で回収します。

国が定める構造基準に満たない焼却炉を使って廃棄物を焼却するとダイオキシンが大量に発生するため禁止されています。

町では、家庭用簡易焼却炉の回収を行っています。

～注意事項～

- ・軽トラックが進入できる場所まで搬出してください。
- ・焼却炉は解体しブロック単位にしてください。
- ・焼却灰は除去してください。

事業活動に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物です。

会社や工場など（個人事業を含む）事業活動に伴って発生した廃棄物は産業廃棄物です。
許可を持つ処理業者等に委託し適正に処分を行ってください。

産業廃棄物の処理相談 埼玉県秩父環境管理事務所 23-1511

廃棄物を不法に投棄したり不法に焼却した者（未遂行為も同様）は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこの両方の罰則を受けることがあります。（法人に対しては3億円以下の罰金）

廃棄物の不法投棄・野外焼却を見つけたら

役場住民課【電話：75-4170】又は埼玉県秩父環境管理事務所【23-1511】へご連絡ください。

なお、危険が伴うこともありますので、不法投棄・野外焼却現場には近づかないでください。

廃棄物に関する連絡先

一般廃棄物の処理相談等

住民課 環境衛生担当	75-4170
秩父広域市町村圏組合 業務課	23-2489

産業廃棄物の処理相談・苦情等

埼玉県秩父環境管理事務所	23-1511
--------------	---------

不法投棄・野外焼却の摘発等

小鹿野警察署 生活安全課	75-0110
--------------	---------

《関係法令》

廃棄物処理法 第16条の2、第25条第1項第15号、第32条第1項第1号
廃棄物処理法施行令 第14条

お問い合わせ先 小鹿野町住民課環境衛生担当 電話：0494-75-4170